

# 令和元年台風15号により被害を受けた学生・御父母の皆様へ

令和元年台風15号に係る被害を受け、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様の御心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

今後の学業生活に支障をきたすような重大な被害を受けた世帯の学生を対象に、相談窓口を下記のとおり設けましたのでお知らせいたします。

該当する方は、速やかに連絡をお願いします。

## 記

### 1. 相談窓口

学生支援事務室	電話	03-3296-4208
和泉学生支援事務室	電話	03-5300-1175
生田学生支援事務室	電話	044-934-7580
中野教育研究支援事務室	電話	03-5343-8059
お問い合わせ時間	平日	10:00~16:00 土曜 10:00~12:00

### 2. 対象者

次の災害救助法適用地域に家族世帯がある学生

東京都の島しょ大島町（詳細は、次の日本学生支援機構（JASSO）ホームページを御参照ください。）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

※ 上記、災害救助法適用地域以外の地域で、表記災害により、重大な被害を受けた場合についても御相談ください。

### 3. 災害に対する奨学金

#### 明治大学災害時特別給費奨学金（給付型）

■対象 地震・風水害などの自然災害等により被害に遭い、家計支持者の家屋（災害救助法適用地域対象）が甚大な被害を受けた者

■金額 年額：授業料年額相当額又は授業料年額2分の1相当額（被害状況による。）

#### 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用（貸与型）

■金額 貸与月額については、次の日本学生支援機構（JASSO）ホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/index.html>

※ 当該事由から1年以内の申請です。

※ 貸与期間等については、窓口にて確認してください。

※ 奨学金の給付・貸与には、上記の他、学業成績基準・家計基準・学籍状況・奨学金受給状況等の要件があります。

以上

2019年9月30日

明治大学学生支援部学生支援事務室